

平成31年 2月18日（月曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

平成31年2月18日（月曜日）

出席議員（16名）

1番	吉田真悦君	2番	鈴木宏通君
3番	村松秀雄君	4番	吉田二郎君
5番	平吹俊雄君	6番	手島牧世君
7番	佐野善弘君	8番	藤田洋一君
9番	山岸三男君	10番	柳田政喜君
11番	前原吉宏君	12番	櫻井功紀君
13番	福田淑子君	14番	千葉一男君
15番	我妻薫君	16番	大橋昭太郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐々木義則君
下水道課長	花山智明君
下水道課総務係長	赤坂幸紀君
下水道課主査	田村太市君
町民生活課長	佐藤吉則君
徴収対策課長	菅井清君
水道事業所長	櫻井純一郎君
防災管財課長	寒河江克哉君
防災管財課町営住宅係長兼庁舎管理係長	櫻井紳司君
教育次長兼教育総務課長	佐々木信幸君

教育総務課課長補佐兼管理係長兼学校給食係長

伊 藤 雅 典 君

教 育 総 務 課 主 事

阿 部 圭 佑 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長

吉 田 泉 君

事務局次長兼議事調査係長

高 橋 美 樹 君

議事日程

平成31年2月18日（月曜日） 午前9時30分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

（1）公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について

（2）農林業系廃棄物試験焼却の今後の対応について

（3）債権の放棄について

①水道料金

②町営住宅使用料

③学校給食費

第4 その他

第5 閉 会

午前9時29分 開会

○事務局長（吉田 泉君） 議長、よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） おはようございます。

大変連日で御苦労さまでございます。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項として、大きく3点ほどあります。どうぞスムーズに全員協議会を進められますよう、よろしくお願いいたします。

なお、説明及び意見を求める事項の（3）債権の放棄については、債権ごとに分けて行います。個人情報に関係もありますので、この債権の放棄については、非公開で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。債権の放棄については、非公開で行うことといたします。

また、個人別の資料を債権ごとに一旦配付をさせていただきますが、その都度終わり次第回収をさせていただきます。特に、個人名及び個人が特定されるような発言については、行わないようにお願いいたします。

本日の全員協議会、全員出席であります。

ただいまから会議を始めさせていただきます。

まず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） どうも皆さんおはようございます。

3月議会ももうすぐ間近でございます。大変忙しいところ、議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただきまして、厚く御礼申し上げます。

また、昨日は、山神社杯少年剣道大会がございまして、議員の皆様にも御出席をいただきまして、盛会に開催しました。小中合せて57チームが参加したわけでございますけれども、小学校とも中学校とも不動堂少年剣道のほうが優勝いたしました。非常に今までにない成果で、非常に指導者の力がよかったのかな、そういうふうな思いをいたしております。子供たちも非常に頑張ったということでございます。

さて、本日全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について、2点目は、急遽追加いただきました農林業系廃棄物試験焼却の今後の対応について、3点目は、債権の放棄についてであります。

初めに、1点目の公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について説明申し上げます。

平成30年11月29日の議会全員協議会において、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について御説明申し上げました。その時点において、再猶予に係る徴収猶予申請者の提出が行われなかったと判断していた平成17年度分の26件と平成22年度分の42件について、その後の調査で関係書類が発見され、再猶予に係る徴収猶予申請書の提出が行われていたことが判明いたしました。新たに発見されたこれらの書類を含め、徴収猶予債権を再度精査した結果、時効になっている徴収猶予債権の件数と金額に変更が生じることとなりました。

本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。

全員協議会において説明申し上げた後に、その内容に変更を生じる結果となりましたことを深くおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

詳細につきましては、下水道課長から御説明申し上げます。

次に、2点目の農林業系廃棄物試験焼却の今後の対応について御説明を申し上げます。

既に新聞報道されておりました農林業系廃棄物試験焼却の実施時期の変更につきまして、大崎地域広域行政事務組合から情報の提供がございましたので、その内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、町民生活課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の債権の放棄について御説明申し上げます。

平成30年8月6日と9月6日の2度の全員協議会において御説明申し上げました水道料金、町営住宅使用料及び学校給食費の債権放棄については、その後再度の調査を行うとしておりましたが、調査を終了しましたことから、御説明申し上げるものであります。

詳細につきましては、水道料金については、水道事業所長、町営住宅使用料については防災管財課長、学校給食費については教育委員会からそれぞれ御説明申し上げます。

議員の皆様には御理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） それでは早速、3説明及び意見を求める事項（1）公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効についてに入ります。

それでは総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効についての説明員を紹介させていただきます。

下水道課長の花山でございます。

○下水道課長（花山智明君） 花山です。どうぞよろしくお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく、下水道課総務係長、赤坂でございます。

○下水道課総務係長（赤坂幸紀君） 赤坂です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく、下水道課主査の田村でございます。

○下水道課主査（田村太市君） 田村です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、債権猶予の時効につきまして、下水道課長より説明申し上げます。

○下水道課長（花山智明君） ただいま町長が申し上げたとおり、さきの全員協議会において御説明申し上げた内容に変更が生じてしまいました。このような事態を招いてしまい、心からおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

それでは、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効について、お渡ししている資料に基づき説明させていただきます。

1 番目の概要ですが、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効については、昨年11月29日の議会全員協議会で説明いたしましたが、その後の再調査、職員からの聞き取りによって、一部の年度における再猶予にかかわる徴収猶予申請書（以下、「再猶予申請書」と言う。）が新たに見つかり、時効となった徴収猶予債権の内容に変更が生じました。

変更前ですが、徴収猶予債権の件数191件、金額が6,586万2,890円、うち時効成立後に誤って徴収した徴収猶予債権の件数16件、金額196万7,650円でした。これが精査後、変更後ですが、徴収猶予債権の件数179件、金額が6,425万5,900円、うち時効成立後に誤って徴収した徴収猶予債権の件数8件、金額131万7,170円となりました。

2 番目の経過ですが、平成30年12月18日から12月21日にかけて、総務課が主体となり、これまで下水道事業を所管する課に配属されていた現職員21名に対し個別面談により下水道事業を実施していた当時の業務状況等について聞き取り調査を行いました。平成30年12月27日から平成31年1月8日にかけて職員からの聞き取り調査に基づき、関係書類の存否について、下水道課の文書を保管している書庫等で再度調査を行いました。その結果、書庫などの保管すべき場所以外のところから封筒やクリアファイル等に入ったままの状態平成17年度分26件と平成22年度分42件の再猶予申請書が見つかりました。

平成31年1月9日から1月24日にかけて見つかった再猶予申請書から、徴収猶予債権について再度精査し直しました。

3 番目の変更となった徴収猶予債権の内訳ですが、こちらは3ページの別紙資料1をごらんください。

こちらの表ですが、一番左側の表、これが11月の全員協議会でお示しした債権の内訳となり

ます。真ん中の再集計（１月）となっている表が精査後の表となっております。

右側の表ですが、こちらは変更前と変更後の増減を示している表となります。

グレーの網かけになっている部分が変更になっている箇所になります。

それでは、変更になっている年度について、金額、件数等を御説明申し上げます。平成14年度の当初が14人、徴収猶予金額が14人で175万3,390円、そのうち、時効の成立しているものが14名の175万3,390円、うち時効成立後に納付いただいたものが6名で39万980円、これが変更後は、平成14年度の徴収猶予金額が8名の126万1,410円、そのうち継続となったもの、有効となったものが4名の85万5,510円、時効成立となったものが4名で40万5,900円、時効成立後納付していただいたものは全て有効となり、ゼロ円となりました。増減につきましては、徴収猶予金額が6名の減で49万1,980円の減、有効となったものが4名で85万5,510円、時効成立となったものが10名減で134万7,490円の減、うち時効後納付いただいたものが6名減で39万980円の減となりました。

平成16年度につきましては、当初徴収猶予の金額は12名、314万5,500円、うち時効成立したものが同じく12名で314万5,500円、うち時効成立後納付いただいたものが1名で18万4,200円、これが再集計につきましては、徴収猶予金額が11名で296万1,300円、時効成立も同じく11名で296万1,300円、時効成立後の納付額については、有効となりゼロ件となりました。増減になりますけれども、徴収猶予の金額は1名減で18万4,200円の減、時効成立しているもの、時効成立後の納付額も同じ金額となります。

平成19年度ですが、当初徴収猶予の金額につきましては、20名、982万8,970円、うち時効成立したものが20名で982万8,970円、うち時効成立後納付いただいたものが3名で21万1,300円、これが再度集計したものが徴収猶予金額が19名、975万3,670円、うち時効成立したものが同じく19名で975万3,670円、時効成立後納付いただいたものが2名で13万6,000円、増減につきましては、1名減で7万5,300円の減、時効成立後、また時効成立後納付いただいたものも同じく1名減の7万5,300円の減になります。

トータルとしまして、8名減で徴収猶予金額は8名減で75万1,480円の減、うち有効継続となったものが4名で85万5,510円、時効成立となったものがマイナス12人で160万6,990円の減、時効成立後納付いただいたものが8名減で65万480円の減となりました。

原因といたしましては、本来関係職員の聞き取り調査を実施した後に議会全員協議会で説明し、公表すべきでありました。関係書類についての調査が不十分であったことが議会全員協議会で説明し、公表した内容を変更することとなった原因であると深く反省しております。

また、想定できない場所から再猶予申請書等の重要書類が簿冊につづられていない状態で見つかったことは、公文書の保管、保存のあり方についても反省し、早急に改善しなければならないと考えております。

今後の対応につきましては、当該案件について、全体的内容を取りまとめ、関係職員の処分を含めて、議会全員協議会で再度報告いたしたいと思っております。

以上、説明になります。

○議長（大橋昭太郎君）　ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見等、何かありませんか。千葉議員。

○14番（千葉一男君）　2つお聞きします。1つは保管の問題です。保管については調査のときも頼んだのに、それがなぜこういう保管の仕方をしていたのか。個人の自由とか勝手にそうになっているのか、あるいは保管規律、基準が明確につくられていてもそれを破ったのか。これはどういう内容でこのことが出てきたのかが1つ。

○議長（大橋昭太郎君）　花山課長。

○下水道課長（花山智明君）　ただいまの質問にお答えします。

文書の保管等につきましては、当然ルールが決まっておりますので、本来そのルールに基づいて保管をすべきでありました。今回は、想定されていない、いわゆる書庫以外等から見つかったということは、そのルールを守らずに、町職員がそのルールを守らずに文書の保管、管理をしていたということなので、職員の法令遵守、規則の遵守ということが逸脱していたものだと思います。

○議長（大橋昭太郎君）　千葉議員。

○14番（千葉一男君）　ちょっと今、その職員の責任だけなのか。例えば今国のほうでも随分管理の問題が出ています。それは、職員が自分でそういうところまで及ばなくて管理しているのか、あるいは、自分が手が回らなくてできなかったのかというようなことがちゃんと精査されているのかが1つ。

もう一つは、ほかの部署にはこういうことはないのかの2つ。

○議長（大橋昭太郎君）　副町長。

○副町長（須田政好君）　それでは、私のほうからお答えいたします。

ただいま御意見をいただきましたように、今回のこの不正な事務につきましては、個人による問題はございますが、何よりも組織全体の問題だったと、そのように考えてございます。

決めているルールをまずきちんと守るということを組織としてやってこなかった結果である

とそのように反省してございます。

それで、今後少し時間はかかりますが、これをしっかりと徹底させていくと。組織として徹底しているかどうかを課の中で確認し、そして庁内で、組織の中で確認するという体制を築いていきたいと、築いていかなければいけないというふうに考えてございます。

あとそれから、ほかの案件もこのようなものはないのかという御質問でございますが、このような案件はないと現段階では確信しておりますが、今後また発生してくれば……。今の段階では訂正したとおりでございます。

これ以上、今後このようなことが再発しないように、早急に体制を整えていきたい、そのように考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） ただいまの件につきましては、文書管理の徹底の管理につきましては、4年ほど前に文書管理のシステムの入れかえが更新がございまして、そのときから文書管理の徹底ということを各課に文書管理の主任を設けまして、年に1度説明会を開催して、それらの文書については、その年度に処理した文書については、全て簿冊につづって一覧表を作成して確認するというような1つのマニュアルを作成して、現在4年ほど前になりますけれども、現在は実施しているところでございます。

それ以前の文書という部分になりますと、かなり膨大な文書量というところで、大変この辺は恐縮なんですけど、過去の文書までさかのぼっての、ちょっと点検という部分については、なかなか現在厳しい状況で、現在の文書、新たな文書の部分については、全てそのような管理をしているというような状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） もう一つは、時効成立後に納付を受けたというものは、相手に対する話し合い、その経過、その中で、まず話し合いしてちゃんと理解いただいているか、その辺ちょっとどういうふうに扱ったのか。要するに、時効が成立しているのがお金をいただいていますということは、相手の理解も得なくちゃならないのね。どういうふうなやり方をしているのか。

○議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

○下水道課長（花山智明君） こちらにつきましては、今回精査した結果、時効成立が減ったものですから、前は16名だったんですけれども、今回8名に減ったということで、実際のスケジュールとしましては、本来1月中旬から訪問をして説明をしてというふうに考えていたんです

が、今回この件が起きたものですから、一回保留にしまして、実際に行いましたのは2月1日に関係者、その8名の方に今回の時効に伴って還付金があるということをまず通知させていただいて、その後に電話等で連絡をとって、日程を調整させていただいて、戸別に訪問をして、今回のいきさつ、また時効の内容等を説明をして御理解いただいて、請求書のほうをいただいて、還付の手続に入るという作業を行ってまいりました。

それで、8名の方につきましては、まず、4名の方は土曜日までに訪問を終えて、全て御理解をいただき、請求書をいただいております。残りの4名ですけれども、3名の方は、1日に通知を出して、こちらから電話をして訪問日程調整をしようと思っていたんですが、3名の方に関しては、こちらから連絡する前に来庁がありまして、その都度私と係長のほうで今回の経緯を説明して御理解いただき、請求書のほうをいただいております。

1名の方は、こちら仙台の方なんですけれども、こちらの方に関しては、同じく通知をしたのに、日程調整について電話をしてお話しましたが、こちらの方がなかなか忙しくて、なかなか日程調整が難しいということで、今回の件に関しては、電話での説明で理解をいただいたということと、書類については、郵送で処理をするということで御理解いただき、既に請求書のほうはいただいております。

全て請求のほうは終わっていますので、早速これから返還の手続を行う予定となっております。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 最後です。先ほど副町長から今後の話がありました。

それで、今回いいことではないんですけれども、これをやっぱり機会に、現実はこの事件というんですか、に直接かかわった部署あるいは担当者だけじゃなく、社会というのはその雰囲気とか環境とか状況によってやむを得ず管理ができないということも結構あると思うんですね。そういう意味で、現実にはこういうことを起こした、起きたことに対する本当の原因はどこにあるのか。全くその人の個人的な能力にあるのか、あるいは組織的な欠陥にあるのかをよく精査して、仕組みに置きかえて、ぜひこういう職員、起こしてもらっては困りますし、町としてもあれですけれども、ぜひ職員を守るという意味からも、徹底して改善をお願いしたいというふうに思います。これは、私の希望です。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） まず最初にですけれども、今回14年、16年、19年等が見つかったということですが、まず、何通ずつ見つかったんですか。何通ずつ。この人数の6、1、1で

いいですか。

○議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

○下水道課長（花山智明君） 見つかったものは、平成17年度の再猶予にかかわる申請が26件、平成22年度分の再猶予申請にかかわる書類が42件見つっております。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） この26件、42件は、その当該年度において該当する住民全員ですか。もらっていない方は、この当該年度においていないんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

○下水道課長（花山智明君） 全員ではなくて、抜けている部分もあります。（「どれくらいの戸数か把握していますか」の声あり）ちっとお待ちください。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 要は何を聞きたいかという、これ、提出された書類というのは最終が22年度でいいんですか。

それ以降は提出受けているんですね。

○議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

○下水道課長（花山智明君） 猶予なので、それ以降の提出もあります。（「あるんですね」の声あり）はい。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） というのは、この提出を受けるための手続は役場のほうでとっているのか、向こうから自主的に3年ごとだからと提出を受けたのかどうか。

○議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

○下水道課長（花山智明君） うちのほうで通知を、要は満了になるので、また猶予を受けたい場合は提出願いますという通知をしてからいただいています。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） それは、だから何年度まで出しているんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

○下水道課長（花山智明君） これは、実際30年度（「本年度」の声あり）30年度までやっています。

今回出てきた17、22が入ることによって、5年で時効になるものが17、22が出てきたことで、つながった人が今回出てきて、時効の件数が減ったということになります。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 私たちが聞いていたのは、時効に関する知識がなかったと聞いているんですけども、ところが、役場のほうではそれを認識した上でそういう通知を出していたわけじゃないですか。そうすると、今まで聞いていた説明とまた違ってくるんですよ。

役場としては、下水道課としては、こういうの、時効というのがありますよときちんと書類をもらわなきゃいけませんよという認識のもとに通知を出していて、その上で、こういうふうに通達をもらっていたということになると、今回報告を受けているのは、あくまでその中の書類の管理が間違っていたから、1回目の精査と今回の精査違いますと、ここが問題だよ。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 私が答えます。

この3年に1度ずつその手続をしなければいけないというのが町の条例で定まった。それが町のほうとして通知をするという基準も何もないんですが、利便上皆さんお忘れでしょうから通知を差し上げていたというのが流れです。

それで、時効につきましては、5年で時効するということが職員はその認識がなかったと。しかし、条例では3年ずつ更新手続をとらなくてはならないという条例に定まっているので、その手続はやってきたんですが、ある時期からやらなくなってしまったために、あるいはやらない年があったり、そうしたためにつながらなくなったと。それが結果的に、今考えてみると、時効というものがその都度その都度成立したものが発生していたということになります。

もし本人が3年に1度の徴収債権猶予の手続をとらない場合は、こちらのほうとしては納めなさいという納付書を発送しなくてはならないのが、それをしなかったんです。

なので、5年の時効をその都度その都度迎えてきたケースが発生したということです。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） だから、そういう3年ごとの数字を出せる知識があって、自分たちのルールでそれをやっていたのに、その猶予が切れるかどうかの確認もせずに一斉にただ出していただけなんですか。その人が継続しているかどうかの確認もしないでやっていたんですかと。ただ単に出すもの出せば終わっているということでしょう。（「結果的にはそうですね」の声あり）

結果的にそうですねと開き直られても困るんだけど、だって、実際こういうふうにして、毎年上がってきているものだから、何度も見直す機会があったわけですよ。気づく機会があったわけですよ。案内も出しているんだったら、その辺を根本的に間違っているんじゃない

かなという思いです。

それで、最後にしますけれども、ずばっと聞きますけれども、今回の対応からしますと、前回同僚議員の中から公共下水道にして公平性の面はどうなるかという質問ございましたが、今回の下水道さんの下水道課の対応からすると、取れるものは取りましょう。返さきゃならないものは返しましょう。その前回質問のあった、公平性の面に関して一切の配慮が感じられないんですけれども、これはこれからそれに対しては対応していくということなんですか。あくまで公共下水道は、これ企業法に基づいてやっているんですよ。今回のほうのロスの部分は、当然その該当住民に関して将来的には負担がかかってくるんです。それが同じ状況の方々の中で取られた方と取られない方がいると、これ今後ずっと引きずっていくものですから、その辺明確にお答えください。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 公平性の件につきましても協議しました。それで、今回時効になった人、同じ状況にある方も全員時効といいますか、債権を町として放棄するということにもできません。もしそういった場合に、今まで納めた方がさかのぼって全て受益者負担金については一切皆さんに返さなければ最後公平になりませんので、最終的のそこまでやると公共下水道事業そのものが運営が不安な状況等になりますので、今回これから公平性を保つために、どこまでその債権について、言うならば町が放棄して、皆さんの負担にならないところをいろいろと探っていたんですが、どこまで行っても行けば行くほど逆に公平性だけで終わってしまうといえますか、そのような状況になりますので、今回に関して事件におきましては、公平性を崩してしまいましたけれども、現状の状況でいってはどうかというところで協議をしています。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 仕方ないのかなと思いつつも、でも、そうなってくると、該当者の方に会ってお話しているという話ですけれども、おわびするのは該当者以外の方なんですよね。その方法をきちんとどのような形なのかを検討してください。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。福田議員。

○13番（福田淑子君） 書類が見つかったというふうにあります、簡単に見つかったという状況、どういう状況で見つかったのか。聞き取り調査を行って、どういう状況でどうやって見つけたのか、見つかったのかお伺いします。

○議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

○下水道課長（花山智明君） 聞き取りのほうは総務課のほうで大体行いまして、この中でそう

いった書類があるはずだというような聞き取りの結果ありまして、総務課のほうから下水道課の書類を再度点検しなさいという指示がありまして、下水道課で保管している書庫関係、事務所、当然事務所の中にあるロッカーとか、東庁舎の1階にある書庫、あと2階に建設課と、基本的には建設課と共用なんですけれども、2階にも書庫として使っている部屋がありまして、あと3階、屋上にこれは下水道課専用で使っている書庫があります。こちらの書庫の全てのキャビネット関係を広げて全部書類を確認して、それらしいものは開いて見て、あとそのほかに、南郷庁舎の駐車場の2階に、こちらも建設課と共用の書庫がありまして、そこも同じように探しますし、あと旧理美容学校の2階にも下水道課の保管している場所があるので、そこでも同じく探しています。

それらのいわゆる保管すべき場所である書庫からは、この文書は見つからず、最後に、東庁舎の休憩室があるんですけれども、そちらにたまたまうちの総務係の伝票関係の書類を若干保管していたものですから、念のためそこも確認しようということで確認しました。そこにはなくて、その休憩室と廊下をつないでいる通路があるんですが、そちらに職員の資料というか、私物というか、残財というか、ちょっとしたものがありまして、そこもちょっと念のため確認しようということで確認したところ、この2カ年の書類が出てきたというところであります。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 私物の通路のどこかで見つかったという、あるはずだということはわかるわけでしょう、聞き取りしなくても。書類は必ずあるはずだというのは、聞き取り調査の結果わかったんですか。その結果、通路からなんていう。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、ヒアリングという関係の部分、今回の問題を受けまして、その原因を究明する、今後のいわゆる再発防止策、それから、職員の処分ということもありまして、下水道課に在職した職員、下水道業務にかかわった職員21名に昨年12月18日から21日にかけてヒアリングをしました。

実施した観点については、その当時どういう業務にかかわってきたか。それから、どういう業務内容だったか。さらには、この受益者負担金の担当だったか。さらに、この徴収猶予の仕組み自体理解していたかというような観点でいろいろ聞き取りをさせていただきました。

その際に、前にもお話ししたとおり、この徴収猶予の書類に関して数回通知を猶予の申請の通知を出さなかった年があるというようなことの事実確認の中で、当初見込んでいたときより

もかなり申請が上がっていない年数が本人の話より多いということで、実際やっていたその書類もないという形になっていたものですから、再度それらの書類について再確認を下水道課に依頼して、再度申請書類が本当に上がっているのか、漏れていないかどうかを再度確認してくれということで、担当課に書類の確認をお願いして再調査を行ったというのが経過でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） もう1点なんですけれども、結果的には、1月9日から24日の間で精査して直したというふうにありました。私たちに報告されたのはきょうなんですよ。1月24日にもう既に終わっていると思うんですね、その辺の作業というのは。それで、対象者に対してちゃんと訪問したという話ですけれども。なぜ議会にもっと早く、判明した時点でなぜ報告されないんですか。もうきょう2月18日ですから。この件の議会は後回し、後からゆっくりでいいんだというね。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 議会は後からでいいという考えは持ってはございませんので、すぐに報告すべきだと思ってございます。

しかし、私たちが考えましたのは、返す8名の方にきちんと手続が終わって、今月28日に還付手続が完了しましたので、そういうのが終わった後に御報告させていただいたということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 新聞にも載ったし、実際に町民の人たちからかなり議会がなぜわからなかったのかというお叱りもきているのね。やっぱり、新しくわかった時点ですぐに速やかにしていただくというのが本来の姿だと思うんです。同時に、対象者の方にはきちんとおわびをしていくという形をとらないと、ああ見つかったのか、見つかったんだってだけで。その辺はやっぱりスピーディーにしてもらわないとだめだと思うんですよ。その件はどう考えますか。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 今後できるだけ早く情報を提供させていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） いろいろ説明受けて、そのたびに今回これ2回目の下水道に関する説明なんですけれども、5番の今後の対応ということで、案件について全体の内容を取りまとめ、関係職員の処分を含めて、また全員協議会で再度報告いたしますとありますが、これは大体い

つごろになるのか、その予定と、あと、かなり昨年と今年に続いて何種類かのこういう、いわゆる不祥事なんですけれども、人間のやることですから間違いもあるという話あるんですけれども、これはヒューマンエラーということで、これ決してゼロにはできない。でも、確実にゼロに近づけていかないと、役場とか町というのは、町民からすごく信頼性というか、信頼感がないと、税金を徴収する、お金をもらっている、それで町の運営してもらっている。そういう信頼性をどんどんどんどん低下させていくという原因になっていくと私は思います。

さらには、町長の施政にも、町長の支持率も下がってくるのかと、そういう心配もすごくあるので、ぜひヒューマンエラーということに関しては、副町長はそのたびに去年も今回もマニュアルつくってなんて、同じ答弁を一生懸命するんですけども、次から次から出てくる。これが何とも私たちも議員の立場で、いやいやいやいやって、こんなふうに思っています。

幾ら言葉で、ミスしたときは当然謝るしかないし、それを改善するための対策も考えなくちゃならない。でも、一生懸命やっている割には、何だか次から次から出てくるというのは、幾ら何でも、それらをもう少し、いわゆる私が思っているのは、職員さんの緊張感が余りにも欠落しているんじゃないか。いわゆる日本国民も同じなんだけれども、平和ぼけしているんじゃないか。そんな感じがします。

説教みたいだけれども、ぜひ町長さんから一言その辺、どういうふうにしたらこんな不祥事、問題が、再発を減らすことを考えないと、ゼロにはなかなかならないと思う。いかがでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 町長。

○町長（相澤清一君） 今山岸議員のほうからいろいろとお叱りの言葉をいただきまして、本当に申しわけなく思っているところでございます。

本当にたび重なる、このような職員の不適切な事務事業、また認識の甘さ、非常に深く我々も考えなければいけないと思っているところでございます。

常にいろいろなところで課長会議や年頭の挨拶なり、1年間の締めくくりの挨拶なりで語っているんですけれども、当たり前のことを当たり前にやれと、まずそこからスタートして、そしてしっかりとそれが確認できたら、違うところに行ってチャレンジしたり、いろいろな事務事業をしてほしいというようなことを常々私たちも上から指導しながら、副町長も当然しておりますけれども、そういう中で、やはりこのような問題は起きるんだろうと、ヒューマンエラーというお話ありましたけれども、確かにヒューマンエラーで片づけられる問題ではないと思います。現実には、その職員が例えばミスしたときに、労務管理なる、人的に間に合うのかと、

そういうことまでやっぱり当然我々も考えながら、そういうふうな中で職員がしっかりと仕事ができる体制を構築しなければいけないというのももちろんでございます。

そういうふうな中で、今後やはり副町長が前に申しましたように、再発防止をしっかりと設けて、長年の間に1年かかるのもあると思います。そういうふうなことで、しっかりと職員の認識の甘さ、そして仕事の量、またいろいろな角度から何でそういうふうなミスが起きるのかということを改めてもう一回職員に対して再構築をしながら、我々ができる範囲で職員がしっかりとできる体制を整えることが大事だと、そういうふうに思っております。

また、これからも3月議会でまた残念な報告もしなければいけないのもありますけれども、また全員協議会を開いて、また体制を整えたいな、そういうふうな思いをいたしております。

ですから、当然職員のみならず、我々も肝に銘じて、その辺はしっかりと考えなければいけないなと思っておりますので、我々の責任の重大さも考えながら、今後3月議会に改めて皆様に御判断を仰ぎたいなと、そういうふうに思っておりますので、今後なお一層気を引き締めながら頑張ってもらいたいなと思っておりますので、これからも議員の皆様には御指導よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） いつまでにね。次の報告をするのか。

○議長（大橋昭太郎君） 町長。

○町長（相澤清一君） 3月議会中に全員協議会で職員の処分を含めて、まだしっかりとできませんので、それがしっかりとでき次第、全員協議会を議会中で大変忙しいんですけれども、そういうふうなやっぱり時間をとっていただいて、説明して、そしてしっかりとした処分の形なりをつくりたいなと思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 私もそこで処分を求めるという意味じゃなくて、処分というのは、法制的に懲戒処分という、そういう規程があるということなんですね。この間皆さん御存じのように、東松島で職員に対して市長が裁判起こしましたね。1,000万円単位の事業の失敗というか、不祥事ということで。今まででそんなこと俺聞いたことなかった。だけれども、今はそういう時代になったんだなと、私びっくりしました。

そういうことも職員の皆さん、もう少し自覚しなくちゃならない。もう自分にもそういう損害賠償請求来るんだよ。責任を問われるんだよという、そういう緊張感と認識を持ってほしいということ。

何か3月にまたその話があるのはちょっと今びっくりしたね。ぜひ皆さん大変仕事が忙しい、職員も減っている。その中での仕事ですから、大変厳しい状況の中で仕事していると思うんですけれども、やっぱりエラーは、ミスはしないということを頑張っていたいただきたいと思います。頑張ってもらいます。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかに。副議長。

○15番（我妻 薫君） ちょっと気になったことで、見つかったその書類等という、26件、41件となっている、この猶予申請だけなんですか。そのほかに重要書類とか他になればいいのですけれど。

○議長（大橋昭太郎君） 花山課長。

○下水道課長（花山智明君） このほかに再猶予申請書のほかに、受益者の変更届が2通見つかっております。

○議長（大橋昭太郎君） 傍聴の申し出がありましたので、許可しております。

ほかにございませんか。吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） 済みません。まず、1つ正直に文書化したんだと思いますけれども、その原因の冒頭の言葉、聞き取り調査、こういうことがあったからそれに対して聞き取り調査をしたわけでしょう。だから、その前に全員協議会の中でこの件に関しては、報告がありました。ただ、それは、結局よくとれば、一刻も早くやはりこの状況を議会の皆さんにお知らせしておかななくてはならないということの判断からそうだったとは思っただけけれども。ただ、そこまで至るまでに当然関係する人に担当課として聞くべきことだったのではなかったのかなというのが思いがあります。当然どこの課も同じで、職員がそこにいたならば、退職するまでその課にいるわけじゃないんですね。人が変わる、そうすると前任者がやったことが当然後任者に100%にそれを引き継がれているということには相ならないと思うんですね。

ですからこそ、こういう後からそれが出てきましたということも含めながら、きちんとした、やっぱり誰が見ても後から来た職員が確認できるようにしておくのが、これ当たり前のことだろうと思うんですが、先ほど副町長の説明の中では、ほかの課ではこういうことがないと確信しているというお話もありましたけれども、そのところ、もう少し考えるべきじゃないのかなと思うんですが、いかがですか。さっき町長からも話がありましたけれども、退職している人もかなりいるわけさ。関係する職員が。ただ、現職はまだ21名残っていたという話でしょうけれども。だから、そういうところの考え方というか、当然大事な書類だったはずなんだよ、これらはね。だから、そういうのがきちんと同じ冊子の中とか、それが継続していくようなこ

とに、まずつづられていればそういうことも同じくもっと早目にわかったかもしれない。

もう少しそのところどのようにしていくのか、もう一回教えてください。その引き継ぎ等も含めて。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） ただいまお話あったとおりでございます。書類等は、きちんと保管され、きちんと引き継ぎされていく、当然の組織としてあるべき姿でございますが、その辺ができていなかったということをしっかりと反省を踏まえて、そして、これから確実にそれがきちんとしていくと。あるいは、何年か前までにさかのぼっても今までの書類がしっかりと整理されているかというところを時間をというところとあれですが、早急に各課、各課のほうに指示を出しまして、しっかりとルール化をして、そして引き継ぎを徹底していきたいと、そのようにしなければいけないというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） だから、それに絡んでもう1つ、結局猶予手続だから、それをきちんとやってきた方は、後から書類見つかって有効になった人もいるわけさね。だから、そのまま手続しないで、当然執行側も悪いんだけど、手続しない人は時効になって納める必要がなくなってしまうというのが今回現状なんですよ。

だから、きちんと真面目にというか、するのが当然のことだったんだけど、そのようにしてきた方々をまず納付しなければならない。それを怠った人は時効で納付することがまずなくなってしまうということではないけれども、そのような現象ということに当然相なるので、きちんとやっぱりそういう文書管理ということについては、今後も念には念を押してやっていただきたいという一つの希望と意見です。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、公共下水道事業受益者負担金徴収猶予債権の時効については、以上いたします。

この際暫時休憩をいたします。再開は10時35分といたします。

午前10時27分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

次に、（2）農林業系廃棄物試験焼却の今後の対応について行います。総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、引き続きまして、農林業系廃棄物試験焼却の今後の対応についての説明員について紹介させていただきます。

町民生活課の佐藤でございます。

○町民生活課長（佐藤吉則君） 佐藤です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、早速町民生活課長から内容について御説明を申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 佐藤課長。

○町民生活課長（佐藤吉則君） 農林業系廃棄物試験焼却の今後の対応についてということで、本日説明させていただきます。

お手元にある資料ですけれども、これにつきましては、先週の金曜日、大崎地域広域行政事務組合のほうから送られてきたものでございまして、本日はそのまま資料として使わせていただきます。

では、1番目の試験焼却の実施状況についてでございます。これにつきましては、第1クールから第5クールとありまして、第1クールのほうを見ていただきたいと思います。第1クールの右側に実施期間、これにつきましては、30年10月15日から11月11日になっております。これにつきましては、1クールが4週間を1クールとしております。それで、混焼期間が第1週目、残り3週間で検証を行う。測定を行うというものです。第1クールにつきましては、焼却の対象が100ベクレルキログラム以下のものを行っております。

続きまして、第2クールにつきましては、焼却対象が100から400ベクレルキログラム、第3クールにつきましては、400ベクレルを超えて1,000ベクレルキログラム。第4クールにつきましては、1,000ベクレルを超えて2,000ベクレルキログラム以下ということで実施しております。

それで、第4クールまでにつきましては、こちらは大崎広域行政事務組合のほうの3つの施設、岩出山、古川、あと東部クリーンセンター、3つの施設で焼却をしております。

第5クールにつきましては、古川の焼却場では焼却処理をしております。また、第6クールにつきましては、今後延期されるということでございます。

それで、試験焼却の実施状況、（4）のところなんですけれども、これにつきましては、1月6日に行われました中間報告の内容が記載されております。（2）につきましては、大崎市、（3）につきましては、東部クリーンセンターの部分で、涌谷町、美里町ということになっております。

2番目、試験焼却の変更についてでございます。その内容ですけれども、現在三本木地域に

保管しております牧草を試験焼却をして処理しておりますけれども、その牧草の数量なんですけれども、第5クール、第6クールの分につきまして、必要数量が不足しておることが判明いたしました。これにつきましては、新聞報道でもあるとおりでございます。

その不足の内容がこの表に書いたとおりでございますけれども、区分の部分、これが第1クールから第6クールまでの不足量です。対象の牧草の状況になります。

続きまして、右側が必要数量、これが混焼に必要な、その各区分ごとの必要数量と、そのまた右側が今回の三本木地域で保管している数量という、保管していた数量ということになっております。

この中で、第4クールまでにつきましては、必要数量が保管数量より少ないので、全部処理は、試験焼却は行われたということでございますけれども、第5クールにつきましては、右側に不足量ということで、第5クールの4,000ヘクタール以下ですけれども、2トンと、あと第6クール、8,000ヘクタール以下、4,000から8,000ヘクタール以下の部分が2.84トン不足するということが判明いたしました。

これによりまして、下の(2)の表でございますけれども、試験焼却の第6クール以降に使用する牧草が不足しているため、第5クールは玉造・東部クリーンセンターの試験焼却を施設をもって実施し、中央クリーンセンターにつきましては、第6クールは延期となっております。

また、第6クールにつきましては、3施設とも延期ということになっております。

その実施時期でございますけれども、次のスケジュールを見ていただきたいと思います。(3)スケジュール、この中で、第5クールにつきましては、今先ほど申しましたように、中央クリーンセンター、古川の部分を除いては実施しております。それで、第6クールにつきましては、本来3月の試験焼却の予定だったんですけれども、これを5月から7月という予定でありますけれども、5月から7月に延期をするということでございます。

その後、施設周辺の協議会等へ実施結果の報告、また、最終の試験焼却の報告という、そういうスケジュールになっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見等、何かありませんか。よろしいですか。佐野議員。

○7番（佐野善弘君） 今試験焼却しているんですけれども、それで、第6クールまでのスケジュールが入っているんですけれども、その後の対応ということなんですけれども、試験焼却が終わってから、他地域では仙南とかの試験焼却で中間報告にあるんですけれども、私も出席し

ていたんですけれども、やはり問題がないようでございますので、今後の試験焼却がすっかり終わって、実施結果を精査した結果になろうかと思うんですけれども、その辺の試験焼却後の対応というのはどのような、その辺は現在検討しているのか。その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 佐藤課長。

○町民生活課長（佐藤吉則君） 試験焼却後の本焼却への移行なんですけれども、それにつきましては、現在のところまだ具体的なスケジュールは組まれておりません。

今回試験焼却の延期の前ですと、試験焼却が終わった後、10月からそういうところに本焼却のほうに移行するような流れの話はあったんですけれども、現在のところ、試験焼却の時期についてもあくまでも5月から7月というのは予定でありまして、現在と比べるとやっぱり2カ月から3カ月、予定でもおくらせています。ですから、その後検証して、あと本焼却のほうに対する責任とかいろいろなものが必要となってくると思いますけれども、その辺をクリアしてからということになりますと、もう少し時間がかかるのかなということで考えております。

また、その状況になりましたら、町といたしましての大崎広域、大崎市関連市町村と調整をとりながら、なるべく早い段階に焼却に移りたいと、そういう方向で考えていきたいというふうに考えております。

○議長（大橋昭太郎君） 佐野議員。

○7番（佐野善弘君） 現在は、三本木地区の廃棄物を主にやっているんですけれども、その後の試験焼却後の検証後だと思えるんですけれども、本焼却に移れば、美里町にも560トンありますので、その辺も具体化してくるというふうなことでよろしいのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 町長。

○町長（相澤清一君） 試験焼却をして本格焼却に入るときには、当然美里町も涌谷町も試験焼却をしてほしいということをお願いしているんですが、そのような形になると思います。

そのためには今予算措置を講じなきゃいけませんので、当然議会の皆さんに御判断を仰いで本格焼却というふうな流れになると思います。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ないようですので、農林業系廃棄物試験焼却の今後の対応については、以上いたします。

それでは次に、（3）債権の放棄についてに入ります。

債権の放棄についてが終わるまでは非公開とさせていただきます。

最初に、①水道料金についてを行います。

これから資料を配付いたします。

それでは、総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、3番目の債権の放棄について、まず①水道料金のほうにつきましの説明員について紹介させていただきます。

まず、水道事業所長の櫻井でございます。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 櫻井です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 徴収対策課長の菅井でございます。

○徴収対策課長（菅井 清君） 菅井です。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、詳細につきまして、水道事業所長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 議員の皆様方のほうには、債権放棄について（水道料金）、この2ページの資料と、あと今お渡ししました債権放棄明細書、こちらのほうに債権内水道料金の資料2部をお渡ししております。

そして、債権放棄明細書につきましては、説明資料のほうは回収させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、債権の放棄について、水道料金の関係について御説明させていただきます。

初めに、2ページのほうの債権の放棄についてで、読みながら説明してまいります。1.概要、平成30年度9月会議におきまして、債権放棄を予定しておりました水道料金につきまして、8月6日開催の議会全員協議会におきまして内容を説明した後、一部の未納者から納付があったため、9月会議への議案提出を見送り、各債務者の再調査を実施しましたので、御報告させていただきます。

2.これまでの経過についてでございます。平成30年8月6日の全員協議会におきまして、債権放棄する内容としまして、債務者数78人、債権額214万1,860円、未納月数（債権の件数）588件ということで説明してまいりましたが、その後2人の未納者から入金がありまして、2万2,880円の入金がありました。これを受けまして、9月6日、全員協議会におきまして、9月会議への債権放棄議案の提出を見送りしまして、徴収対策課のほうで改めて徴収の可否を判断いたしまして、納付の見込みのないものと判断したもののについて、今後改めて債権放棄を行うこ

としたところでございます。

9月28日に債権放棄対象者のうち、納付意思の再確認が必要と判断しました47人につきまして、10月19日を期限として最終催告書を発送しているところでございます。

以降、訪問調査等を実施いたしまして、平成31年1月までの間電話・訪問調査等により納付の意思を確認してきたところでございます。

その再調査の結果、①完納者が7人、月数20件、納付額5万6,520円、一部分納者が2人おりまして、入金額のほうは1万8,732円、月数でいきますと6件分です。残金分が3万7,908円、月数で言いますと10件です。債務承認者が1人提出されまして、月数分が2件、債権額が1万7,880円、納付申出者が1人おりまして、月数が1件分、次のページに続きまして、債権額が2,230円となりました。合計で完納者等11人、債権額が13万3,270円、月数が39件の最終催告をしまして、完納のあった方々は以上のとおりでございました。

平成30年8月6日の全員協議会以降に当初の債権放棄の対象から除外した金額等につきましては、債務者数が13人、債権額が15万6,150円、月数が57件となりました。

再調査も踏まえまして、今後債権を回収ことが不能であると判断した債権額等につきましては、債務者数65人、債権額198万5,710円、未納月数（債権の件数）501件となりました。

3.今後の対応でございますが、平成30年度3月会議におきまして、先ほど説明した債権額198万5,710円につきまして、債権放棄議案として提出する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、債権放棄明細書のほうをごらんいただきたいと思います。

1ページ目でございますが、平成30年8月6日、全員協議会以降の完納者2人おりまして、2万2,880円の入金がありまして、それ以降に再調査をすることといたしました。

9月6日全員協議会以降に最終催告による完納者、分納者、債務承認者、納付申出者につきましては、具体的にはお示しの資料の債務者が11人おりまして、これを名簿としてほかのほうにまいりたいと思います。

未納月数が39件、債権額が13万3,270円、このうち入金額があったものが月数が26件、入金額が7万5,252円となりました。

一番最後の表になりますが、これは8月6日以降平成31年1月までに入金等々があった、8月6日以降に動きました数字となりまして、合計で債務者数が13人分、月数で言いますと57件、金額で言いますと15万6,150円を8月6日以降の数字から除外しております。

続きまして、2ページ目をごらんいただきます。

2 ページ目のほうは、3 月会議のほうに提案いたします債権放棄額となります。発生年度は、平成21年度から平成28年度までのものでありまして、合計で未納月数が501件、債権額が198万5,710円、債務者数の実人数が69人となります。

続きまして、3 ページ、4 ページ目になりますが、（「65人」の声あり）

訂正させていただきます。債務者数につきましては、実人数で65人でございます。訂正をお願いいたします。

続きまして、3 ページ、4 ページのほうをごらんいただきます。

3 月会議のほうで債権放棄をする対象者をまとめました。65人となりますが、中に既に死亡している方につきましては、名前のほうの欄に死亡としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま水道料金について説明をいただきました。皆さんのほうから意見等、何かありませんか。よろしいですか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 済みません。債権対象者のほうなんですけれども、こちらのほうで企業の方、個人じゃなくて事業者の方、こちらのほうの現状等、そういうのはわかるんですか。企業、現在あるのかどうなのか。

○議長（大橋昭太郎君） 菅井課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） それでは、お答えいたします。

例えば4 ページ、（「何番」の声あり）済みません。44番の該当の会社ですけれども、所在不明でございます。

あるいは、3 ページ、31番の会社は実態がございません。あるいは、36番についても実態がございません。4 番も実態がございません。8 番は既に閉鎖しております。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。平吹議員。

○5 番（平吹俊雄君） 再調査の関係なんです、この全体の中でもその閉鎖に当たっての相談とか、そういうのはどうなっているんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 櫻井所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 平吹議員の質問にお答えいたします。

先ほどもお話ししましたが、9 月28日以降、最終催告書を発送いたしまして、納付意思の必要等を判断した方々につきまして発送しております。

その中には電話とか訪問調査をしまして、納付意思の確認をしております。

調査関係では、電話では3 人、来庁では3 人、訪問したのは4 人の方々について調査を

しまして、その方々の調査等は終わっております。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 訪問調査したということなんですが、全員したわけではないんですが、それなりには、倒産した会社もあるのですけれども、この死亡というのがあるんですが、同居者とか、そういう方々はこの中にはいなかったんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 菅井課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 債権放棄全体の中で、放棄見込みの方が死亡者で15名ほどいらっしゃるのですが、そのほかにも所在不明なり、対象者の特定ができないという方も8名ほどいらっしゃいます。

別個に、費用に満たないと判断した方もおります。例えば、相続人を特定して取り立てる費用に満たないという方も1名ございました。

それで、当然議員がおっしゃるような対処を私どもでしなければならいんですが、極端な話を言いますと、相続放棄等なされる場合もございまして、分割も断念している状況にございます。

この御説明している水道債権につきましては、既にもう時効が完成しておりますので、時効が完成しているものについて、こちらから相続人等に取り立てをしても、それは債権として取り立てはできませんので、諦めざるを得ないという状況でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 時効になったからそういうことになるんでしょうけれども、やはり時効になる前の、いわゆる訪問調査なり、電話なり、そういう時点ではできなかったのかということを知りたかったんです。時効としてはどうしようもないけれども、その辺。時効になる前の行政としての。

○議長（大橋昭太郎君） 櫻井所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 未納者に対しましては、督促状、その後に催告書の発送をしております。料金の3カ月間経過いたしますと給水停止の予告通知などを発送しております。

その中で、明確な基準ができたのが平成28年10月以降に給水停止の基準ができたわけなんです。今回の部分につきましては、それ以前のものがほぼそれ以前の未納のものでございます。当時明確な基準がないもので、給水停止の予告に行って、予告してその後未納者宅のほうにも訪問しまして、お客様、未納者とも御相談をしながら、何日以内に入金するというふうな約束があるのは、そういったことで給水停止をしない場合もありまして、書いて戻っております。

お客様に対しては、そういった口頭約束でそういったものも料金等の勧奨は進んでいたという経過がございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。

○14番（千葉一男君） ちょっと、ここは債務承認者と、1ページだけれども、これどういう考え方しているんですか。債務承認者。例えば完納者だったらわかります。

○議長（大橋昭太郎君） 菅井課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 債務を認めて、これ私払いますからという意思表示をされた方（「払いますという意味決定をしたという方ね」の声あり）はい。まだ今日まで納まっておりません。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。村松議員。

○3番（村松秀雄君） 関連なんだけれども、個人と法人で、会社で契約していて使っていると。そういう場合の債権の体制は法人は法人、個人は個人として扱っているのね。そこだけ。

○議長（大橋昭太郎君） 菅井課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。櫻井議員。

○12番（櫻井功紀君） 債権放棄対象者の11番、余りに多いんだね。金額。これまでにどのような対応をしてきたのか、ちょっと具体的に教えてください。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） それでは、櫻井議員の御質問にお答えいたします。

ケース11番の方につきましては、先ほども申したとおり、未納があった場合には督促、そして翌月には催告を出しまして、3カ月過ぎますと、給水停止の予告通知しまして、必要に応じて給水停止をしているというふうなことでございます。

その中で、私もこの方のケースで現場のほうにも行った経緯もありまして、中には納めるといふようなこともありまして、内金も払っていきたいというふうなことで、給水停止をしても解除していた経過がございます。

なお、先ほどもお話したとおりで、明確な基準がこれまでなかったもので、28年の12月以前は、お客様が内金を入れたいというふうなことでありましたならば、給水停止を入金後給水停止を解除していた経過がありまして、実際に給水停止が十分に機能発揮していなかったというふうな反省もありまして、28年の12月に給水停止の基準を明確化しまして、全額入金するまでは解除しないというふうな、そういったルールをつくりまして、現在対応しているところで

ございます。

○議長（大橋昭太郎君） 櫻井議員。

○12番（櫻井功紀君） 電話で催促、あるいは本人宅にお伺いして納付相談だったり、電話での、あるいは訪問した際、恫喝とか脅かされるようなそういうことがなかったですか。

○議長（大橋昭太郎君） 櫻井所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 私もちらのほうに給水停止に2回ほど行きましたが、特にそういったことはございませんでした。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。

○14番（千葉一男君） さっき時効になっているのがありますというふうに説明しておりました。時効になっていると、現在この債権は時効になっていますよということなのか、いや、時効の状況が来ているけれども、企業、要するに消滅以降、中断をしながら現在も管理して債権として残っているのか、ちょっとそこだけ簡単にお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 菅井課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 時効は成立しておりまして、実際上は債権としては、取り立てはできません。

ですが、この方の場合、私の意思で支払いますという意向の申し出がありましたので、お納めをいただくという流れでございます。それは、以前の議会でも千葉議員が御質問を。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 済みません。今先ほど11番の方なんですけれども、金額かなり大きくて、それで時効がこの金額が成立したと。それで、現在も今まだ水道使用されているということでよろしいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 菅井課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 徴収対策課のほうに御本人においでいただきました。水道が2回線引かれておりまして、そのように金額がまず膨れ上がっていますよと。あとは自宅内に引き込み後に漏水されていたみたいなんですね。それで、修繕を水道事業所のほうで促していたんですが、そのとおりだと。金額がこのように膨れ上がっていきました。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 私聞きたいのは、52万円という金額は時効が成立して取ることはできない。今現在もまだ使用して、支払いはあるのかどうか。

○議長（大橋昭太郎君） 菅井課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 28年12月以降、明確に規定された給水規定に基づいて停止されております。（「停止状態ということね」の声あり）はい。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようですので、水道料金については、以上といたします。

資料を回収させていただきます。

次に、②町営住宅使用料について行います。

それでは、総務課長お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、引き続きまして、町営住宅使用料についての説明員を紹介させていただきます。

防災管財課長の寒河江でございます。

○防災管財課長（寒河江克哉君） 寒河江です。本日もよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく、防災管財課課長補佐の櫻井でございます。

○防災管財課町営住宅係長兼庁舎管理係長（櫻井紳司君） 櫻井です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、早速防災管財課長から内容についての説明を申し上げます。

○防災管財課長（寒河江克哉君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、朝にお配りさせていただきました債権の放棄について（町営住宅使用料）とただいま配付させていただきました、表紙のほうに債権放棄明細書、債権名、町営住宅使用料と書いてあるものでございます。

なお、この資料につきましては、本日説明終了後回収させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

済みませんが、座っての説明をお許しいただきたいと思います。

それではまず、防災管財課のほうの名前でつくりました債権の放棄について（町営住宅使用料）につきまして、に基づきまして説明させていただきたいと思います。

まず、概要でございます。平成30年度9月会議において債権放棄を予定していた町営住宅使用料につきまして、8月6日議会全員協議会で内容を説明させていただきましたが、その後水道料金の債権につきまして、一部の未納者から納付があったため、町営住宅使用料につきましても9月会議への議案提出を見送りさせていただいたところでございます。

その後、平成31年1月末までの間に消滅時効の援用の追加が1件、また新たに5人の債務者の方から消滅時効の援用の意思が示されましたので、そちらの分も本日説明させていただきたいと思います。

2 これまでの経過を見ていただきたいと思います。平成30年8月6日、議会全員協議会におきまして、町営住宅使用料の債権放棄について説明させていただきました。その際の説明については、債務者4名、債権額256万2,100円、未納月数、これは債権の件数でございますが、192件と説明させていただきました。この債権者、債権額については、今現在においても変わりはありません。

その後、8月15日でしたが、債務者の1人の方から時効の援用の意思が示されました。金額については、9万8,200円、未納の月数については23件でございます。

続きまして、12月11日でございます。債務者のお一人の方、このお一人につきましては、8月6日で説明申し上げました債務者4人のうちの1人でございます。その方から追加で、債権額1万4,100円、件数にしまして月数にしまして1件の時効の援用の意思が示された次第です。

続きまして、ことしに入ってからです。1月8日でございます。債務者2名の方から時効の援用の意思が示されました。2人の方、合計で債権額100万6,300円です。未納の月数については85件です。この内訳を申し上げます。お一人の方につきましては、29月分、1人の方については29月分、金額にして63万3,800円です。もう1人の方については56月分、金額にしますと37万2,500円となります。

次に、1月10日でございます。お一人の方から時効の援用の意思が示されました。債権額については4万8,400円、未納の件数は6件、6月でございます。

1月29日でございます。新たに時効の援用の意思が示されました。債権額は5万円、月数、債権の件数については20件でございます。

この合計でございますが、今後債権を回収するのが不能となると判断した債権額等でございます。今まで申し上げた方々を合計しますと、債務者数が9名、債権額については377万9,100円、未納月数は327件となっております。

今後の対応でございます。裏ページに変わっております。

平成30年度来月開催を予定しております3月会議におきまして、債権放棄を議案として提出する予定でございます。

あと、本日お配りいたしました取り扱い注意（債権放棄明細書）のほうをごらんいただきたいと思います。

裏面になります。

年度別の債権額が記入されております。平成13年度から平成25年度までの各年度における債権額、債権月数、債権者数が載っております。

債務者数につきましては、38名となっておりますが、これは延べ人数でございます。実人数は、先ほど申しあげました9人ございまして、延べで申し上げますと38人というふうになります。

次に、2番目の債権放棄対象者でございます。これにつきましては、個人情報でございます。1人、1から9までお名前が載っておりまして、おのおの住宅の所在地、住宅名などが書いてございます。

まず、1番目の方につきましては、今回債権放棄することによって今後の未納額はなくなります。

2番目の方でございますが、この方については、今回債権放棄123万9,700円を行った後でございますが、未納額が35万何がし残ります。なお、この35万何がしにつきましては、徴収対策課のほうで分納の約束をいただいているところでございます。

3番目の方につきましては、もう既に住宅のほうには入っておりません。病気の関係で、入院をしている方でございます。なお、今現在の生活状況は、生活保護受給者でございます。この方についても今回債権放棄によって未納はなくなります。

次に、4番目の方でございます。この方につきましては、今回87万6,900円を債権放棄した後であっても債権が65万円弱残ります。なお、この65万円弱につきましても、先ほど申しあげたとおり、徴収対策課のほうで今後分納の約束がなされているということでございます。

次に、5番の方でございます。この方につきましては、今回債権放棄をすることによって、今後の未納額はなくなります。

次に、6番目の方でございます。この方につきましては、平成27年の8月に町営住宅を退去し、今書いてある住所のほうにお住まいになっております。今回63万3,800円を債権放棄することより、未納額が10万9,000円ほど残りますが、これについては、先ほど申しあげたとおり、徴収対策課のほうで今後分納を誓約しており、分納をしていくことになっております。

次に、8番目の方でございます。8番目の方につきましては、今回債権放棄することによって、未納額が11万何がし残ることになっておりますが、その11万（「7番」の声あり）済みません。7番ですね。7番の方については、11万6,900円ほど未納額が残りますが、これについても毎月1万円ずつの分納誓約をしておりますので、1年弱で完納が見込まれます。なお、7番

の方については、生活保護となっております。

次に、8番の方でございます。8番の方については、今回債権放棄することによって未納はなくなります。8番の方についても生活保護世帯でございます。

最後、9番の方でございます。9番の方につきましても、今回債権放棄することによりまして、未納額はなくなります。9番の方については、そのようになります。

以上が今回債権を放棄させていただきたいと考えております方々の説明でございました。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見等、何かありませんか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 確認させてください。債権対象者の方で、今回の放棄によって4名の方がまだ未納額が残る方がおりました。そちらの方分納するという話ですけれども、分納していただいている実態はあるのかどうか。

○議長（大橋昭太郎君） 菅井課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 履行されております。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） この債権放棄対象者の方で、生活保護世帯の方が4名おりました。債権はなくなると、同時に、それからもちろん水道はとめているわけではないんですよね。（「水道終わって住宅」の声あり）ごめん。

それで、その世帯の方の家賃は生活保護費から徴収するということになる、そういうことでよろしいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

○防災管財課長（寒河江克哉君） ただいまの御質問にお答えいたします。

生活保護世帯の方につきましては、社会保険事務所のほうから別建てで町のほうに家賃収入分が歳入としていただけるようになっておりますので、その生活保護費のほうでその住宅費のほうをいただいているということになっております。

ですので、今後、生活保護世帯であれば、住宅の未納はないというふうに考えています。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） そうすると、今現在この放棄者の中で、この債権額というのは、前までは生活保護世帯になっていなかったというものの家賃、そういうことでいいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

○防災管財課長（寒河江克哉君） 議員がおっしゃるとおりでございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。

○14番（千葉一男君） 今の説明の中に援用してくれた方がありますよね。多分分割で今から支払うのだけれど、その援用された方に、要するに支払いを計画書をつくって、可能だからということ援用をやっていただいたんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 菅井課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 滞納整理を行う上で、がつがつ取り立てるだけが事案の完結に伴うわけではございませんので、当然債権放棄をするような方法で考える場合もございます。今回の方々は、いつも名前が載っているような方々でございまして、どうしようもないということで、覚悟して対処している状況でございます。

それで、生活再建も考えるのであれば、それもいたし方ないと判断した次第でございます。

時効の援用は、当然本人から申し出ていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 税が要するに援用していると思うので、そのことによって、これから発生する支払いまで考えた場合どうかということをちょっと気になりましたので、そこは計画的にやっていますよということですね。はい、わかりました。

○議長（大橋昭太郎君） 菅井課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 再度申し上げます。時効の援用で古い分については、払わないよと。生活再建と申し上げましたが、これからの分については払っていく、住宅にお住まいになれば、払っていくよという計画を立てた上で、このような結果となっておりますことを御理解いただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。村松議員。

○3番（村松秀雄君） この会計年度別を見ると、13年度から25年度までと、その間にもちょこちょこあったと思うんだけど、5年ということで、来年もまたないようには頑張っていたきたいと思うんですけども、このぐらいなぜ13年間、ここまで残してきた理由だね。いや、分納でやるけれどもとかいろいろな理由はあるかと思うんだけど、そのなぜここまで一気に出てきたのか、教えてください。

○議長（大橋昭太郎君） 菅井課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） ここは、債権は違うんですが、水道のほうでもございましたよ

うに、明確な退去規定をとれなかった、とってこなかったという状況がございます。

今年度から住宅、お支払いいただけない場合につきましては、退去していただきますという、明確な規定をつくりましたので、そちらのほうを3カ月を払わないと退去していただきますよという対処方法がようやく整いましたので、今後はそういう事態が発生しないと思います。

従来であれば、ちょっとその辺が我が町では少し対処ができなかったという状況は、これは事実でございます。その上で、債権放棄がこのように、今回で2回目でございますので、これを肝に銘じて、今後未収金が発生しないように努めてまいりたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 村松議員。

○3番（村松秀雄君） だから、何でもこういうふうに出てきたのや。中身、課長、中身、どういふふうな対処をしてきたんですかと。何もなかったから集金に行っても払わないからそのまま置いていましたよと。もう時効がとっくの昔に過ぎていますよと。だけれども、何もしてきませんでしたと。今回水道とか何とかやってきたら、前回130万円も120万近くも高くなったと、金額が。だから、ここまで古いのが残っていたのっしょということ。

○議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

○防災管財課長（寒河江克哉君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに議員が御指摘のように、平成13年度から平成17年度間、随分古い債権もございます。防災管財課におきましても、この方々に何もそういった債権、債務があるよということを伝えないまま来たわけではございませんが、先ほど徴収対策課長がおっしゃるとおり、その体制のほうを整っておりませんでした。

住宅に出向いても未納のお知らせ、または催告書の通知のみだけが来て、その後にある住宅の明け渡しなり、訴訟の手続などをとらなかったというのはそのとおりでございます。

それについては、やはり事務の怠慢があったのかなと私自身も感じるところでございます。

しかし、そういったことを踏まえながら、先ほど徴収対策課長がおっしゃったとおり、今年度住宅の管理基準というものを明確にいたしました。今後3カ月以上未納が続いている入居者の方につきましては、裁判のほうまで、訴訟まで行くと。そういったことを踏まえながら、古い債権、5年の時効が経過しているものにつきましては、今回改めてリセットさせていただいた上で、今年度以降滞納者、未納者につきまして、対応したいと考えているところでございます。

その古いものについての手続、何もしなかったというよりも、そのすることによってどういったことがその方々に影響を与えるのかということを担当レベルで考えていなかったというこ

とがこれまでこのように残ってきた1つの原因だったなと考えているところでございます。

（「残ってきてしまった原因は何ですかと聞いている」の声あり）

まず、分納させていただいておりましたが、ある程度新しい部分のほうから出ていったもので、古いものだけ残ってしまったというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） ちょっと1つだけ。大変恥ずかしいんですけども、放棄と援用を逆に話しましたが、答えが全部放棄で理解させていただきましたので、大変みっともないことで、援用と放棄を間違いましたので、逆です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようですので、町営住宅使用料については以上といたします。

資料を回収させていただきます。

次に、③学校給食費について行います。

それでは、総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、学校給食費関係につきまして、説明員を紹介させていただきます。

教育委員会教育次長兼教育総務課長の佐々木でございます。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 佐々木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく、教育総務課課長補佐の伊藤でございます。

○教育総務課課長補佐兼管理係長兼学校給食係長（伊藤雅典君） 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく、教育総務課主事の阿部でございます。

○教育委員会教育総務課主事（阿部圭佑君） 阿部でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） では、教育総務課長のほうから説明いたします。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 本日は、お時間をとっていただきましてどうもありがとうございます。

それでは、私から学校給食費の債権放棄について御説明を申し上げます。

まず初めに、学校給食費の債権放棄について、8月6日開催の全員協議会で御説明させていただいたところですが、改めて概要について、まず御説明を申し上げます。

当初予定していた債権は、南郷中学校の学校給食費でございます。平成28年4月1日から美

里町学校給食費に関する条例が施行されたことに伴いまして、町内全域の学校給食費の債権管理を教育総務課で管理することとなりました。同年３月に南郷中学校で保管していた学校給食費に関する関係簿書を引き上げたところでございます。ただ、未納者に係る当初記録等の保管については、教育総務課から特に指導をしていなかったこともございまして、これまでの経緯等に残っておりませんでした。引き上げた後に、一部の未納者とは接触もとれ、納付いただいた保護者の方もいらっしゃいましたけれども、最終的に残りました５人の方につきましては、徴収の見込みがないと判断いたしまして、一旦は９月議会にて債権の放棄を予定していたところでございます。

続きまして、本日お配りした資料に基づきまして説明をさせていただきます。

債権放棄について（学校給食費）をごらんいただきたいと思います。

お配りいたしました資料につきましては、８月６日以降の経過を記載させていただいております。

まず最初に、８月６日開催の議会全員協議会におきまして、債務者５人、債権額３６万４,２２５円、未納月数９１件の債権を放棄する予定である旨を御説明させていただきました。

その後、８月中に水道料金について債権対象者の納付があったため、９月議会の提出を見送ることといたしまして、徴収対策課から催告書を発送した上で、再度徴収の可否を判断することとさせていただきました。

学校給食費については、債務者の１人と９月１１日に納付相談を実施いたしました。本人から１０月に納付する旨の申し出があり、これを了承したところでございます。

１０月５日には納付相談を実施した債務者を除いた残りの４人に対して１０月２６日を期限とした催告書を徴収対策課から発送いたしました。

９月に納付相談を実施しておりました債務者が１０月１０日に来庁し、未納となっていた学校給食費を完納したところでございます。

その後、１０月１６日は別の債務者が催告書に反応いたしまして、来庁し、納付したところでございます。

その他の債務者につきましては、催告書に対して反応がない、または宛てどころ不明で催告書も返戻されているという状況でございます。

最終的な債権放棄予定額等につきましては、債務者数３人、債権額１６万１,５５０円、未納月数４１件となっております。

詳細につきましては、先ほどお配りしました別紙債権放棄明細書のとおりでございまして、

債務者につきましては、ナンバーの1から4まででございますけれども、3番と4番につきましては、同じ保護者でございまして、生徒がC、Dとなっておりますが、兄弟の学校給食費でございまして、トータルで16万1,550円となっております。

2につきましては、それぞれの年度別の債権額となっているところでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見等、何かありませんでしょうか。よろしいですか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 水道と同じように、最終的に催告書で納付の意志が確認とれて納めてもらったということですが、事前にやっぱりきちんとしたコンタクトがとれれば納めてもらえたんじゃないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 佐々木課長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） おっしゃるとおり、催告書の発送に反応して納めた方、それから、もう一方は納付指導によって納められた方がお二人いらっしゃるということでございます。

債権放棄をする前に、やはりこういった方々に対する納付指導を徹底してやるべきだったというところで、反省しております。

今後は、催告書もそうですが、直接の電話や訪問による指導なども行いながら、できるだけ納付に心がけていきたいと思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 最終的にこのような未納分が債権の放棄つながってくるものですから、今教育委員会のほうからも申しましたとおり、やっぱりその辺きちんと納めてもらってきちんとしたものになるようにお願いいたします。（「はい」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 確認だけさせていただきます。

水道も家賃も給食費も当然今公会計という形で、水道とかなんかは1月おくれるとすぐ催告書が届く。給食費については、そういう方式はとっていないの。とっているんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 佐々木課長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 学校給食費につきましては、まず、納付月の翌月に督促をさせていただいております。それからは、催告書という手だてがございますし、あとは、コールセンターから督促状を出した次の月ですか、コールセンターからの納付指導、それ

を呼びかけをしているという状況でございます。

特に、水道のような停止、何かを停止するというような措置はとっていません。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 同じようだね。公会計に関しては、そういう1月おくれた時点ですぐ請求書というか催告書を送るという、その手続は進めているということは当然なんですけれども、いつも言うけれど、支払いの金額が3回とか4回とかいうとどんどん払えなくなってくる。大体1月に1回しか給料とか収入というのはないわけですから、そのこともしっかり踏まえて、きちんとその手続をスムーズにして、余り2カ月、3カ月ためさせないようなことを考えていかないと、支払う人の立場に立つと、本当に3カ月たまと返せない。私も随分苦勞していますからね。實際上。お願いします。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） 済みませんが、私ちょっとわからないので教えてほしいんですが、この給食費に関しては、例えば1年間の支払いを12等分しているのかということが1点、あともう1点は、今中学校の給食のことでしたが、中学校、小学校、公会計になりまして、納付分は全町一律、全部同じような納付手続を行っているのかの2点だけ教えていただければ。（「12等分なのかということですが、微妙に違うとは思うんですけれども」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 阿部主事。

○教育総務課主事（阿部圭佑君） 済みません。ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

給食費につきましては、年度の1年間の給食費の納付額の上限というものが定められておりまして、まず初めに、保護者の方に通知する分につきましては、11カ月分、各月、4月から翌年2月分までの通知を行うというような形になっております。

それで、3月分につきましては、定額ということではなくて、その保護者の、児童生徒の方が1年間に食べた給食の食数、それに幼稚園、小学校、中学校の各給食の単価を掛けて、それと今まで納めていただきました給食費の額というものを比較して、足りない分については納付いただく、充足している分につきましては、保護者の方、納付義務者の方ですね、にお返しするというような形になりますので、単純に12カ月で割っているというような形ではございません。

2つ目の御質問ですが、今は町内全域の幼稚園、小学校、中学校につきましては、同じような給食費の納付の方法とらせていただいております。

納付方法につきましては、納付義務者の方の御希望によって、納付書での納付、もしくは口

座振替による天引きのどちらかといったような納付方法になっております。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○２番（鈴木宏通君） 今４月から２月までの１年間に納付いただいて、３月にある程度調整をするということでした。

例えば、このようなと言ったら失礼ですが、未納の分もありますよね。最終的にその分の金額の調整というのは、どのような形で３月分に転嫁されるわけですか。

○議長（大橋昭太郎君） 阿部主事。

○教育委員会教育総務課主事（阿部圭佑君） ただいまお答えさせていただいた内容につきましては、あくまで年間の給食費の賦課の部分でございまして、徴収の部分につきましては、２月分までは先ほど説明させていただいたとおり、定額、最終月には、端数の部分、差額の部分という形で、もしそれが例えば４月から２月の間でおさまらない部分があるからといって、３月部分の精算に加味するというものではございません。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、学校給食費については、以上といたします。

資料を回収させていただきます。

町長からの説明及び意見を求める事項については

暫時休憩いたします。

午前１１時５２分 休憩

午前１１時５９分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

それでは、最初に、局長のほうから説明をしていただきます。

○事務局長（吉田 泉君） どうもお疲れさまでございます。

本日、まず１点目になりますが、町村議会議員として１５年以上在職ということで、今回全国町村議会議長会、宮城県町村議会議長会のほうから表彰のほうがございます。

大橋議長と平吹議員、村松秀雄議員でございます。

議長のほうから、前のほうに出させていただきまして、最初に、平吹議員よろしく申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） １５年以上の在籍議員ということで、これは全国のほうからの表彰状です。表彰状、宮城県美里町平吹俊雄殿。あなたは、町村議会議員として多年にわたり地域の振興、発展に寄与された、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰しま

す。平成31年2月6日、全国町村議会議長会会長櫻井正人。（拍手）

以下同文。

○事務局長（吉田 泉君） これは県の議長会からです。（拍手）

次に、村松議員、どうぞ前のほうに。

○議長（大橋昭太郎君） 表彰状、宮城県美里町村松秀雄殿。以下同文でございます。（拍手）

○事務局長（吉田 泉君） 県の議長会からです。（拍手）

○議長（大橋昭太郎君） 表彰状、宮城県美里町大橋昭太郎殿。以下同文であります。（拍手）

○事務局長（吉田 泉君） お疲れさまでした。

では、次、大崎地域広域行政事務組合議会のほうの関係で、組合議員の吉田眞悦議員のほうから報告がございます。よろしくお願いします。

○1番（吉田眞悦君） それでは、直近の関係を申し上げたいと思います。

それで、ことしの1月30日に議会全員協議会等もございました。ただ、この議会については、交通事故、消防車の物損事故等のことで専決処分したということが1件ありました。

場所は鳴子ホテルなんですけれども、消防車がホテルの壁を損傷したと、まるっきり100%広域が悪い、消防業務に携わった運転手が悪いということで支払いをしたということがまず1つであります。

もう1つは、人事院勧告に伴う、ここのうちの町でもやりましたけれども、その職員等の給料等にかかわる関係で議決をしたということが2つ目であります。内容については、当然準ずるですから、うちのほうの町等と同じようなやり方をしてということでございます。

あと、大体そういうことで、臨時会でしたので、そういった関係で、それと、農林業系廃棄物の関係については、先ほど全員協議会の中でもお話があったとおりであります。ただ、正直1月30日に全員協議会があったんですけれども、そのサンプルとなる資料が不足していたということについては、その時点では報告ございませんでした。そして、その次の日が大崎市の議会の全員協議会で、それが報告を受けて、次の日新聞に載ったということで、私たちも知りませんでした。その時点では。そして、すぐに私が確認の意味で相澤町長にも副管理者ですので、確認をしたところ、副管理者もわからなかったというようなことで、議長を通しながら、その事実確認と今後の対応ということでの、ちょっと苦情等も含めて、大橋議長を通してしていただきました。

そして、それが今回皆さんにお知らせをいただいたということになろうかと思いますけれども、現状はそういった形で、実際試験焼却の大崎市中央クリーンセンターの分が5クールおく

れる。あとは、東部クリーンセンターと西部については、5クールやったと。ただ、その報告はまだ提訴中でありますから、まだ我々には来ておりません。現時点では、試験焼却については、そこでとまっているというようなことであります。

あと、西地区の皆さん、御案内のとおりでありますけれども、そのクリーンセンター関係、焼却場とあとリサイクルセンターの関係ですけれども、リサイクルセンターについては、工期がちょっと延びまして、3月いっぱいという当初の予定がスタートからおくれていましたけれども、最終的には7月1日稼働ということで、3カ月ほど延びます。

それで、ただ工事が事務等の関係につきましては、3月いっぱいではその部署だけは移る。ただ、実際のリサイクルする処理については、4月からというようなことで、延びるということの報告がございました。

それからあと、焼却施設のほうですけれども、それに伴って当然後ろにずれていくわけですが、工事が、ただ、一応業者のほうはPFIの中でもDBO方式という方式をとっておりまして、設計から施工、工事、そして完成後の20年間の施設運営ということで、一式やっていただくという方式です。それで、その落札者が三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社というところで落札があったということと、それに伴っての協力会社が佐藤工業、あと地元企業ということで、古川土地ということで、その方々が総額191億9,500万円ということで落札があったということでもあります。

それで、大体落札率については89%で、この方式を取り入れて大体23億7,000万円の削減になったと、なる見込みだということです。報告を受けました。

それと、あと最終的には設計価格よりも38億円ぐらい下回ったと。わかりませんが、今後中学校の建設ということで、PFI方式云々という話が持ち出されておりますけれども、どうなるかは先のことでありまして、そういった、たまたま西地区の改修、熱改修事業の関係では、PFI方式によってそのような効果が出たというような報告であります。

今のところ以上です。

あと、前にもごみ袋等のことも話ししていましたから。（「処分のこと」の声あり）

大変残念なことでありましたけれども、広域行政のほうの消防職員、新聞に書いてありましたので、おわかりかと思っておりますけれども、その不祥事に関して説明をいただきました。

それで、内容については、新聞に出たとおりでありますから、それで、処分として決まりました。本人は停職3カ月、まだ若い20歳の職員でありまして、本人も大変反省をいたしまして、そしてあと、今後も継続して消防職員として頑張りたいという意思を持っているようであります。

すので停職3カ月、その後については職務に復帰ということになるかと思いますが、今停職中ということでもあります。

それとあわせて、遠田消防署の配属なので、それで前の消防署長、そして今の消防署長、分署に入ることのようでもあります。

以上、まずそういうことでもあります。

○事務局長（吉田 泉君） では、続きまして、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の関係のほう、藤田議員のほうから報告いただきます。

○8番（藤田洋一君） 私のほうからは後期高齢者医療のほうの報告をさせていただきたいと思っています。

先ほど来いろいろな問題が出ておりまして、後期高齢者医療の中でも皆さんのお手元に配付してございますけれども、1月22日の全協の中で説明がございました。転入通知日（異動日）の確定誤りということで、31日に異動日を済ませればいいのが1日になってしまって、1日ずれて、30年度の9月に市から県内に提出した被保険者の転出先の担当者から市の担当者に対して月割り計算となる保険料についての問い合わせがあったということで、宮城県側の標準システムで算定すれば、県でも1カ月多く算定されていることがわかりました。

原因を調査した結果、住民票上の異動日とこちらのシステムに登録されている異動日のほうが1日の相違があったために、保険料算定が誤っていたということでございます。

この中身は随分詳しく説明をされまして、そういう報告でございます。

2番目の原因については、ここに記載されているとおりでございます。

さらに、3番目を見ますと、では、本町ではこういうことがあったのかと、2枚目の裏側に記載されておりますけれども、保険料の誤賦課ということで、10市15町村の中で美里町は2件あったんですね。2人の方で500円ずつで1,000円だとここにあります。

たまたまここにはない涌谷町は、これはなかったということでございました。

という報告があったということを全員協議会の中でありましたので、以上お知らせしておきたいと思います。

それから、もう1点でございますけれども、資料はないんですが、これも報道機関で発表されたということであります。これもファックスで来たんですけれども、個人情報に記載した文書の紛失という、平成31年2月4日に午後5時15分ごろ、平成30年度の認定後期高齢者医療広域連合歯科検診審査というのを受託事業所である一般社団法人宮城県歯科医師会のほうから、歯科医師会の職員が当該事務の歯科検診表を当連合会へ納付するために宮城県歯科医師会屋外

駐車場で積み込み作業していた中に歯科診療表というのが入っていて、歯科診療表が突風にあって紛失してしまったと。そういう事故があったということでございまして、これも業者がたまたまそういうようなことで、大事な物がなくなったわけだけれども、個人情報4枚のうち2枚は回収したが、あとの2枚はどうしても見つからなかったという説明がありました。

大変歯科医師会のほうからおわびがあって、連合会のほうでも2人方におわびしたという報告がございます。

二度とこのようなことがないように、連合会のほうと歯科医師会のほうにも嚴重にこのようなことがないようにということでという報告でありました。

あと、今月の8日に第1回の定例の会議がありまして、その中で、1号から4号議案までは、先ほども吉田議員が言われたように、職員の方々の条例改正、1号から4号までは条例改正というのでありました。

それから、5号については、30年度の補正予算ということでございました。

30年度の補正予算につきましては、保険料の軽減措置分にかかわる国庫補助金の増額に伴う市町村負担の減額及び県給付費等の事業見込みによる増減について補正をしたということでございまして、歳入の中で市町村負担金の分として8億9,300万円減額でございしますが、その中から療養給付費負担金が2億1,406万円ということで、そして、6億7,893万8,000円が減額されたということでございました。

歳入が補正前の額は2,585億6,963万2,000円でした。今回の補正が2億6,447万6,000円で、合計、30年度の歳入が2,588億3,410万8,000円ということでございました。

さらに、6号議案としましては、31年度の一般会計予算でございすけれども、歳入歳出総額が6億7,813万1,000円、前年対比8,516万9,000円減ということでございす。そのうちで、市町村負担金が6億5,302万2,000円という負担金でございす。これは、共通経費の負担金になります。

さらに、31年度特別会計の歳入歳出総額でございすけれども、2,496億9,385万8,000円、前年対比24億2,985万8,000円の増ということになっております。

これに対して特別会計の歳入の市町村負担金が保険料としましては、242億2,183万6,000円の負担金となっております。さらに、療養給付費の負担金ですが、195億8,233万7,000円ということでございす。

宮城県の今高齢者の人数を見ますと、31万1,611名、その中で美里町は4,275名だったと記憶しております。そういう31年度の一般会計予算と31年度特別会計予算ということで議会で審議

されまして、それを議案どおり可決されております。

以上のとおりでございます。

○事務局長（吉田 泉君） 御苦労さまです。

続きまして、本日のお手元の資料になっておりますが、平成29年12月12日に常任委員会の研究テーマの関係で執行部のほうに提言した関係の検討結果等をいただいておりますので、本日配付をさせていただいております。お手元に本日配付をしております。

次に、議会費等ですか、当初予算、あと次の3月会議で補正をするわけなんですけど、そちらの説明を次長のほうから説明を申し上げます。

○事務局次長兼議事調査係長（高橋美樹君） それでは、3月補正予算の説明をいたします。

まず、委託料ですけれども、映像配信の契約の請け差の減額、それから、反訳料、データ加工料が見込みよりも支出が少ないということで予算が残りましたので、こちらのほうを補正でおろすような形になっています。反訳料は、12月にも見込みで減額したんですけれども、それよりさらに下回るという見込みでしたので、こちらのほうをおろします。

あとは、議会だよりは印刷製本費、ページ数の関係で、こちらのほうは支出のほうが少ないので減額するんですけれども、そちらのほうから傍聴人受付箱の購入費用ですとか、それから、会議録製本の製本代がちょっと単価が上がっているということで、流用させて支出させていただいております。

それから、時間外勤務手当の減額、あとは会議の費用弁償の減額、所管事務調査の1人当たりの経費が少なかったことで減額するということです。177万1,000円減額する予定です。

引き続きまして、当初予算になります。

めくって、3枚目になりますけれども、31年度ですが、議会費、前年度の1億980万3,000円に対して、本年度、31年度は1億381万6,000円ということで、598万7,000円の減額となっております。

この598万7,000円の減額は大きいんですけども、そのうちの421万3,000円が職員人件費、議会事務局の職員人件費のところに置いてある給料ですとか、そういった職員の部分に係る減額が421万3,000円になっております。こちらは、事務局長が今度退職されますけれども、31年度は、その退職される課長さんたちの金額が新しく新規採用になる職員の方たちと同額ではないために、その部分には、新規採用になる方の給料で計上されているということで、その減額が発生しております。

そのほかの部分ですけれども、契約の関係で、30年度は新システムのほうに初期導入費とか

見込んでいた部分、そちらのほうが今年度はありませんので、45万8,000円減額ということになります。

それから、反訳料は、補正で減額しているということで、実績に見合ったもので予算計上するというので、こちらも前年度より減額となっております。

議員人件費については、議員共済会の負担金の負担金率が少なくなったことによる減額です。

それから、所管事務調査の特別旅費、今年度1泊2日になりますので、その部分の減額です。

例年議会運営委員会が1泊2日の予算で計上しているところなんですけれども、今年度は、行き先が予定している行き先がありまして、そちらの関係で2泊3日ということで計上しています。

あと、委託料は、議場の椅子の備品の搬入、それから、撤去、廃棄ということで、こちらの業務委託料を44万9,000円計上しております。

あと続いて、監査委員費につきましては、監査委員さんが研修してきていただく予算を計上しておりまして、その関係で、前年度に比べ4万6,000円の増額となっており、それ以外については、前年どおりです。

以上になります。

○事務局長（吉田 泉君） では、続きまして、議員積み立ての関係の会計報告のほうを、高橋主事のほうから説明をさせていただきます。お手元に資料ございます。

○事務局主事（高橋秀彰君） では、私から平成30年期の会計報告を申し上げます。

めくっていただきまして、1枚目が一般積み立て、2枚目が旅行積み立て、3枚目がコーヒー会計となっておりますが、内容については記載のとおりとなっておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

2月6日に櫻井監査委員から審査いただきまして、誤りがないということをお認めいただいております。

残金については、全て次年期の会計のほうに繰り越したいしますが、一般積み立てに関しては、議員さん1人当たりおおむね1万200円程度の残、旅行積み立てに関しては、議員さん1人当たり7万円の残となっております。

以上、報告いたします。

○事務局長（吉田 泉君） では、続きまして、こちらお手元に資料がございます。新大崎地域広域行政事務組合本庁舎の内覧会についてということ、こちらの文書をいただいております。

○議長（大橋昭太郎君） 内覧会の関係につきましては、個人対応とさせていただきたいと思っ

ております。よろしく。（「日曜日」の声あり）まとまって、ここから車で行ってもよろしいでしょうし、改めて議会として対応しないということで確認してください。確認していただきたいと思います。全員が当然、対象でありますけれども。

○事務局長（吉田 泉君） こちら、まず通常ですと議長宛てという形で来るやつが多いんですが、今回は、個々の議員宛てにされたそうです。広域議会さんのほうで個々に議員さんがそれぞれ出席されるという、多分意味だったんでしょうかね。ちょっとその辺は。

あとは、その町々の取り扱いというのはあるかと思いますが、行かれるときにはそのような感じでした。それで、ちょっと補足説明させていただきますが、出席される場合、3月10日の日曜日、10時から11時半とはなっておりますが、確認したところ、10時に来ていただきたいと。10時に集まっていたいて、順次ある程度まとまった人数で説明をされるんだそうです。

ですから、この文書ですと、10時から11時半で、この間に行けばいいという感じになっちゃうんですけれども、確認しましたら、10時に来ていただければというお話でした。

あと、こちら、出欠については、ファックスということで、個々にするようにはなってございますが、事務局のほうに言っていただければ、出席もうちのほうで取りまとめしても構いませんし。（「今ここで」「議会の機関としてなのか、個人としてなのか」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） うちらほうの議会だと研修とかその他というと運営小委員会を開いてとか、そういったような手続も必要になるかと思うものですから、これも急なことで、そういったようなところで、よその町もほとんど個人対応での形をとるというようなことから、うちらほうも個人対応でいいのではないかということにいたしました。（「一応全員出席というような形」の声あり）

○事務局長（吉田 泉君） 今のですと個人対応ということになりますので、欠席だよという方今わかれば、（「欠席」の声あり）福田議員、佐野議員、櫻井議員、千葉議員、平吹議員、5人欠席ということで報告しておきます。

○事務局長（吉田 泉君） では、続きまして、本日お手元に配付しておりますが、平成31年度県知事への町村振興対策要望ということで、美里町の議会のほうでは要望してございませんでしたが、この要望に対する回答書が届いておりましたので、本日配付のほうをさせていただきました。

あと、30年度に出前事業をしまして、附箋いただいていたかと思いますが、こちらのほうにちょっとファイルして、見えるようにしておきましたので、お時間あるとき見ていただければなど。

あとは、教育委員会さんのほうと申しますか、向こうのほうにも一応こういう案件が出ていましたということで、見ていただければと思っておりました。

よろしくお願ひしたいと思います。

あと、次に、長くなって済みません。次なんですけれども、3月会議の期間中、駐車場の関係になりますが、ちょっと先ほども防災管財課長さんのほうでちょっと、まだすっかり確認とられていないということです、特別委員会のときに駐車場、どこにとめて、どのようにするかというのを21日の特別委員会のときに決定した内容を連絡したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、最後になりますが、これからの会議予定ということで、本日開催通知のほうをさせていただきましたが、21日、まず特別委員会、これは前振りさせていただいておりましたが、21日の特別委員会10時からとなっております。本日開催通知を配付させていただいております。

3月会議関係になりますが、既に御周知しておりますが、25日が議案送付日になります。2月25日議案送付日、27日が一般質問締め切りとなります。それに伴いまして、28日が議会運営委員会、こちらは午前9時半ということになってございます。初日が3月5日ということの流れになります。

平成31年度に係ります施政方針につきましては、こちら21日の特別委員会のときに配付のほうをする予定にしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、21日の特別委員会に係ります事前配付の資料ということになるかと思うんですが、第1分科会の中間報告書、こちらにつきましては、調整が若干あるということで、郵送というふうにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局のほうは以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 皆さんのほうから何かございますか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、以上とさせていただきます。副議長。

○副議長（我妻 薫君） 昼の休み時間にだいぶ食い込んでしまいましたけれども、以上で全員協議会を終わります。

大変御苦労さまでした。

午後0時39分 閉会